

令和7年度鳥羽市産後ケア事業のご案内



出産後に家族等からの支援がなく育児不安の強い方を対象に、産科医療機関、助産所等に宿泊、通所、訪問により保健指導等のサービスを提供しています。

対象となる方

以下にあてはまる出産後 1 年以内のお母さんとそのお子様

- ①鳥羽市に住民票がある
- ②出産後 1 年以内で、体調不良や育児不安がある
- ③家族などから援助が受けられない
- ④専門的な医療が必要ない

事業の内容

- ①産婦の母体回復に必要な環境整備並びに生活面の指導及び相談
- ②乳房ケア
- ③授乳、沐浴等の育児指導
- ④乳児の出生後の経過及び発育状態の観察
- ⑤その他必要とする保健指導や相談

利用日数

7日以内、連続していなくても可

自己負担

	自己負担金（1 日あたり）	
宿泊型	課税世帯	1,500円 (多胎児の加算は無料)
	非課税世帯	0円 (多胎児の加算は無料)
	生活保護世帯	0円 (多胎児の加算は無料)
通所型	課税世帯	0円
	非課税世帯	0円
	生活保護世帯	0円
訪問型	課税世帯	0円
	非課税世帯	0円
	生活保護世帯	0円

- ・宿泊の場合は 1 泊 2 日となるため、1 日での利用にはなりません。
- ・お子さんの兄弟へのサービスは含まれていません。
- ・準備していただく日用品等については利用施設にご確認ください。また、その他実費負担が生じることがあります。
- ・インフルエンザ等感染症にかかっている場合は利用できません。

申し込み方法

利用を希望する方は、事前に鳥羽市健康福祉課健康係にご相談ください。
面接・サービス提供機関との調整の上での利用となります。
希望施設の都合により、利用できない場合があります。

お問い合わせ先

鳥羽市健康福祉課 健康係
電話 0599-25-1146